地域計画

策定年月日	令和7年3月31日				
更新年月日	()				
目標年度	令和16年度				
市町村名	東御市				
(市町村コード)	202193				
114.44.77	北御牧地区				
地域名 (地域内農業集落名)	(田楽平、上八重原、中八重原、下八重原、切久保、八反田、本下之城、田之尻、宮、 畔田、御牧原南部、御牧原北部、布下、島川原、大日向、羽毛山、郷仕川原)				

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行	930 ha	
① 農業振興地域のうち農用地区域内の	農地面積	851 ha
② 田の面積		512 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)		418 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意味	句のある農地面積の合計	17.47 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が	「引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者	音の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面和	遺の合計	ha
(備者)		

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

北御牧地域の対象農地は合計930haであり、内訳は田512ha、畑418haとなっている。

- ·八重原地区(田楽平、上八重原、中八重原、下八重原)
- 水田農地は、既存の担い手で集積が可能である。畑地については担い手不足が課題となっている。
- ·御牧原地区(御牧原南部、御牧原北部)
- 水田農地は、既存の担い手で集積が可能である。畑地については担い手不足が課題となっている。
- ・鹿曲川沿い(切久保、八反田、本下之城、田之尻、宮、畔田、布下、島川原、大日向)
- 水田農地は、既存の担い手で集積が可能である。畑地については担い手不足が課題となっている。 なお、狭小な農地が点在しており、大型機械が入らず管理が困難であり、山林化・荒廃化しつつある。
- ・千曲川沿い(布下・島川原)

担い手の高齢化や大型機械が入りずらい農地が多くあるため、水田・畑地ともに集積が困難である。

- 羽毛山地区
- 羽毛山地区は、水田農地・畑地共に、既存の担い手が少なく、山化が進んでいる農地や日当たりが悪く耕作できな い農地があり、維持管理が困難になってきている。
- · 郷仕川原地区
- 郷仕川原地区は、既存の担い手で集積が可能である。

【全体】

水路などのインフラの老朽化が進み、維持管理が困難になってきている。担い手が行う畦の草刈りの負担が大きく、 経営面積の拡大を困難にしている。

(全体:528経営体 内訳:法人・組合他9経営体、個人519経営体)

- (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
 - |・北御牧地域は、水稲、スイートコーン、白土馬鈴薯、ブロッコリーが主要作物として栽培されている。
 - ・水田農地については、既存の担い手農家に集積していく。
 - ・ワインぶどうの誘致などにより、畑地の維持・荒廃農地の復旧につなげる。
 - ・現在、担い手農家の高齢化が進んでいるため、地域の話し合いを定期的に開催し、10年後を見据え農地の集約化を 進めていく必要がある。
 - ・水田農地について、集積がある程度進んでいるため、今後は効率的に耕作が出るよう集約化を図っていく。
- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針						
計画区域においては、担い手の意向を踏まえながら圃場の集積・集約を図っていく。						
(a) Inc (4) - 4-1	L L 49 24 - 24 L + 1 - 1 - 1					
(2)担い手(効率的かつ安定的]な経宮を宮む者)に対す	する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	61 %	将来の目標とする集積率	61	%		
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標						
担い手を中心に集積面積の拡大に向けた話し合いを継続していく。						

- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
 - (1)農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積・集約化を進め、集約面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と東御市農業農村支援センターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。

(3)基盤整備事業への取組

農道や用水の老朽化が進んできており農業者の負担となっている。

基盤整備(農道や水路の補修)に取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市や佐久浅間農業協同組合等と連携し相談から定着まで切れ目ない支援を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください) | |

☑ ① 鳥獣被害防止対策 ☑ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 ☑ ④畑地化・輸出等 ☑ ⑤果	果樹等
□ ⑥燃料·資源作物等 ☑ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 ☑ ⑨耕畜連携等 ☑ ⑩ ぞ	その他

|【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

鹿の被害が特に深刻になってきており、農産物への被害が大きくなっている。市の補助金を活用し電気柵の設置を 進めていく。猟友会と連携し、鹿の頭数管理を検討する。また、鳥獣害被害を受けにくい作目の研究、開発を進めてい く

②有機・減農薬・減肥料

減農薬の特別栽培米に取り組む担い手がいる。

③スマート農業

農業用ドローンを活用した農業を行う担い手がいる。

④畑地化·輸出等

米の輸出に取り組む担い手がいる。

⑤果樹等

ワインぶどう・生食ぶどう栽培に取り組む担い手がいる。

⑦保全•管理等

中山間地域等直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組み、適正な農用地の維持管理を図る。

9耕畜連携等

稲わらを畜産業者が回収し、畜産飼料に活用している。

畜産農家から生産される堆肥を肥料として活用している。

⑪その他

もみ殻を土壌改良として活用している。水田農地の雑掌対策で合鴨を活用する担い手がいる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

農業を担う者			現状		(目標	年度:令和	10年後 年度)		
属性 (氏名・名称)	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等		作業受託面積	目標地図 上の表示	備考	
	別紙の通り		ha	ha		ha	ha		
計	528経営体		573 ha	5.9 ha		573 ha	5.9 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積 を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め てください。
- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

- 6 目標地図(別添のとおり)
- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。